

令和4年小値賀町議会3月会議

1、出席議員 7名

2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	黒	崎	政	美
5	番	末	永	一	朗
6	番	浦		英	明
7	番	今	田	光	弘
8	番	横	山	弘	藏

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

な し

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

西 浩 康
松 田 智 恵 美

5、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

令和4年小値賀町議会3月会議

令和4年3月22日（火曜日） 午前10時00分

- 第 1 会議録署名議員指名（松屋治郎議員・宮崎良保議員）
- 第 2 発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に断固抗議する
決議（案）

午前10時00分 開 議

議長（横山弘藏） ただいまから、令和4年小値賀町議会3月会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番・松屋治郎議員、3番・宮崎良保議員を指名します。

日程第2、発議第1号、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に断固抗議する決議（案）を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

今田光弘議員

7番（今田光弘） この決議案の提案理由を説明いたします。

2月21日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナ東部の「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名し、翌日ロシアは両国間で「友好協力相互支援協定」を批准し、その上で24日にウクライナへの軍事侵攻を開始しました。

戦況は市街戦の様を呈しており、激しい砲撃で兵士だけでなく多くの民間人の命が奪われるとともに、ウクライナから逃れる避難民が多数発生しており、この一連のロシアの行動は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁じる国際法の深刻な違反、国連憲章の重大な違反であります。

2月27日にはプーチン大統領は、核兵器を含む「抑止部隊」を戦闘の「特別体制」に移すよう軍に命じたとの報道もありました。ロシアの計画を邪魔する国は「見たことのないような」結果に直面することになる、つまり、ウクライナで直接的な軍事行動を取るなど北大西洋条約機構（NATO）に向かって核の仕様をちらつかせて警告もしております。

核兵器禁止条約、これは日本政府はまだ参加さえもしておりませんが、核兵器禁止条約の第1条では、核兵器の使用だけでなく、使用の威嚇や配備さえも禁止して、抑止力としての核も否定しております。これに反するプーチン大統領のこれらの言動は極めて遺憾、厳重に抗議すべきものであります。

また長崎県は広島県とともに戦争による核の被爆県であるということだけでなく、本町は国境を抱え、海を隔てて外国と接している国境離島の町でもあり、一連のロシアの動きに対し、決して他人事ではなくナーバスにならざるを得ない状況でもあります。たとえどんな理由があつたとしても武力行使による解決は看過することはできません。

小値賀町議会は、ロシア連邦によるウクライナの主権侵害とプーチン大統領

の言動に強く抗議するとともに、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤回するよう強く求めるものです。

以上、提案理由の説明でした。

議長（横山弘藏） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に本案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に断固抗議する決議（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に断固抗議する決議（案）は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第45条の規定により、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、文字、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

なお、この決議文は、在日ロシア大使館へ送付することにいたします。

以上で、本3月会議に附議された案件の審議は全部終了しました。
これにて、令和4年小値賀町議会3月会議を終了いたします。
どうもご苦労様でした。

— 午前 10 時 06 分 散会 —